

# 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 当日投票所の会計年度任用職員（非常勤事務補助員） 募集要項

選挙の投票日に尼崎市内の各投票所で勤務する人を次のとおり募集します。

## 1 応募条件

勤務日において満18歳以上で、投票日当日午前6時30分までに尼崎市選挙管理委員会が指定する投票所へ出勤でき、地方公務員法第16条各号の規定（※裏面参照）に該当しない人  
\*高校生は、保護者と学校長の許可が必要です。

## 2 応募受付期間

1月19日（月）から23日（金）まで \*定員に満たない時は受付期間を延長する場合があります。

## 3 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、申込者本人が尼崎市選挙管理委員会（尼崎市役所中館5階）まで直接ご持参ください。その際に、簡単な面接を行います。

## 4 採否結果等の通知

受付期間終了後に、電話等で通知します。

## 5 勤務条件等

### （1）勤務日時・勤務内容

勤務日	勤務時間	内 容
投票日前日（土）	約1時間程度 <sup>*2</sup>	投票所設営・打合せ等
投票日当日（日） <sup>*1</sup>	午前6時30分～午後8時30分 <sup>*3</sup>	投票事務・投票所撤去

\*1 投票日については、2月8日（日）もしくは2月15日（日）執行を想定しています。

\*2 投票日前日（1日目）の投票所設営等の集合時刻は各投票所で異なりますので、採用者には投票日の約1週間に前に発送する書面でお知らせします。

\*3 投票日当日（2日目）は、勤務時間内でのべ1時間の休憩があります。

### （2）勤務場所（投票所）

尼崎市選挙管理委員会が指定した投票所

\*希望された投票所を優先しますが、応募状況等により、希望と異なる投票所になる場合があります。  
また、希望者が多いときは採用をお断りする場合があります。

### （3）報酬等

ア 金額 23,300円（交通費含む）

\*2日間とも勤務した場合の金額です。また、支給時に所得税を控除します。

イ 支給日 投票日当日に現金で支給します。

ウ その他 昼食等については各自でご用意ください。

[申込書控え] \* メモ欄としてご利用ください。

勤務できる日 ※○をつけて ください。	8日 (7日)	15日 (14日)	
希望する 投票所	1	2	3
	4	5	

\* 申込書に記入した内容の変更やキャンセルの場合は、必ず尼崎市選挙管理委員会までご連絡ください。

※地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者